

# 年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

対象者には、日本年金機構より9月初旬頃から請求可能な旨のお知らせおよびハガキ型の「年金生活者支援給付金請求書」を送付しています。

令和6年1月4日までに請求手続が完了（日本年金機構に必着）しますと、令和5年10月分からさかのぼつて受け取ることができます。（令和6年1月5

日以降に手続き完了した場合は、請求月の翌月分以降からしか受け取ることができませんのでご注意ください）

※すでに年金生活者支援給付金を受給中の方には請求書は届きません。（手続き不要）

※令和6年1月4日までに日本年金機構に必着。請求書に氏名等を記入し、切手を貼付し、余裕を持ってポストに投函してください。※令和5年度の前年所得に基づく支給対象期間は、「令和5年10月分から令和6年9月分」です。



## 〈対象となる方〉

### 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります。

- 前年の所得額が「4,721,000円 + 扶養親族の数 × 38万円<sup>\*1</sup>」以下である。

<sup>\*1</sup> 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円。

### 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- 65歳以上である。
- 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている。
- 前年の年金収入額<sup>\*2</sup>とその他の所得額の合計が878,900円以下である。

<sup>\*2</sup> 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まない。



### 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください！

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 ☎ 75-4973

給付金専用ダイヤル ☎ 0570-05-4092 (ナビダイヤル)